



養護教育センターの 事業概要

表1 教育相談の内容

区 分	主 な 内 容
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の種類、程度など障害の理解に関すること ○家庭での養育に関すること ○早期教育（療育）に関すること ○学校、幼稚園、保育所等の生活に関すること等 ○福祉、医療等に関すること
就学に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の種類、程度及びその実態に応じた教育に関すること ○適正就学へ向けての支援、情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ●学校における教育活動や内容 ●学校や教育委員会への橋渡し ●就学までの手続き
観察・検査	資格、聴覚、言語、社会生活能力、精神発達、認知の力、運動能力等の観察及び検査

一 教育相談事業

障害のある乳幼児、児童生徒にかかわる保護者を含めた関係者と相談を行います。子供の行動の読み取りをとおして、家庭や学校における養育・教育についての在り方を一緒に考えて行きます。

相談を進めるに当たっては、障害の状態や相談内容に応じて担当者を含めて、相談者の要望に応えます。また、その重要性が言われている早期教育相談については「早期教育相談連絡調整会議」を開催し、関係機関との情報交換を進めます。

センター所管の相談は以下の三つの形態で行います。

実施要領

- 対象児 小学校二年生まで
- 相談員 各地区養護教育担当教員、医師他
- 実施地区 県北、会津、相双、いわき
- 実施時期 八月中
- 申し込み 各市町村教育委員会まで

設置場所

- 福島分校 ○会津分校 ○平分校

(1) センターでの相談
電話等で相談の申し込みをし、来所して相談していただくことを基本としますが、電話の相談も行います。ケースによっては、福島県心身障害児総合療育センターの医師や心理判定員との連携を図りながら相談を進めます。

(2) 地域相談室での相談
身近な相談の「場」として以下の三つの聾学校の分校に設置して相談を進めます。電話等で申し込みをしていただきます。

図書資料について

- 総数 七千八百冊
- 逐次刊行物 三十種類
- 貸し出し
- 個人五冊まで、二週間以内
- 学校十冊まで、一月以内

(3) 巡回就学相談
主として乳幼児とその保護者、かわりのある関係者を対象として以下のような要領で行います。

(4) 養護教育に関する関係図書や資料の収集に努め、先生方や保護者の方々が活用できるように整備を図って行きます。

二 啓発・連携事業

本県養護教育の充実を目指して、次のような事業を推進します。

(1) 「所報・養護教育」を発行し、センターの事業内容、養護教育に関する研究、教育界の動向や課題、提言等とともに、養護学校や小・中学校の特殊学級・通級指導教室等の実践研究等を紹介します。

(2) 障害児ハンドブック「心のケアが必要な子へのサポートガイドその2」の発行を予定しています。

(3) ミニコミ紙「ふれあいめえる」を発行し、センターから先生方のお手元にセンターの最新の情報を発信します。

詳しくは、「巡回就学相談のお知らせ」を四月中旬に盲・聾・養護学校、小学校、幼稚園、保育所、保健所等に配布する予定です。